

△招 集

川越地区消防組合告示第十二号

令和二年川越地区消防組合議会第四回臨時会を次のとおり招集する。

令和二年十二月十七日

川越地区消防組合管理者

川 合 善 明

一 日 時 令和二年十二月二十四日 午後一時

二 場 所 川越地区消防局 三階講堂

三 付議事件

(一) 川越地区消防局・川越北消防署新庁舎建設事業用地の取得について

(二) 令和二年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第二号）

△会 期

令和二年十二月二十四日 一 日 間

△議事順序

午後一時開会

- 一、日程第一、第二、第三については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者を報告する。
- 二、日程第四、会議録署名議員指名については、

明ヶ戸 亮 太 議員  
 柿 田 有 一 議員 を指名する。

- 三、日程第五以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

この予定は、時間延長しても終了する。  
 以上をもって第四回臨時会を閉会する。

△議事日程

令和二年十二月二十四日 午後一時開議

- 日程第一 会期決定について
- 日程第二 議案提出書の公表について
- 日程第三 地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告について
- 日程第四 会議録署名議員指名について
- 日程第五 議案第一二号 川越地区消防局・川越北消防署新庁舎建設事業用地の取得について
- 日程第六 議案第一三号 令和二年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第二号）

△議場に出席した議員（一三人）

- 第一番 道祖土 証 議員 第二番 森田 敏男 議員

令和二年川越地区消防組合議会第四回臨時会会議録

△欠席議員（なし）

- |      |       |    |      |       |    |
|------|-------|----|------|-------|----|
| 第三番  | 小峯 松治 | 議員 | 第四番  | 桐野 一忠 | 議員 |
| 第五番  | 明ヶ戸亮太 | 議員 | 第六番  | 柿田 有一 | 議員 |
| 第七番  | 中村 文明 | 議員 | 第八番  | 吉野 郁恵 | 議員 |
| 第九番  | 小林 薫  | 議員 | 第一〇番 | 川口 知子 | 議員 |
| 第一一番 | 高橋 剛  | 議員 | 第二二番 | 小ノ澤哲也 | 議員 |
| 第三三番 | 小野澤康弘 | 議員 |      |       |    |

△地方自治法第百二十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

- |          |        |
|----------|--------|
| 管理者      | 川合 善明  |
| 副管理者     | 飯島 和夫  |
| 〃        | 栗原 薫   |
| 会計管理者    | 大原 誠   |
| 消防局長     | 比留間 富雄 |
| 次長       | 岸 康弘   |
| 〃        | 島村 昭仁  |
| 〃        | 橋本 丈夫  |
| 〃        | 齋藤 匡央  |
| 川越北消防署長  | 程島 秀二  |
| 川越中央消防署長 | 岡田 薫   |
| 川越西消防署長  | 西村 政徳  |
| 川島消防署長   | 水村 一重  |
| 警防課長     | 長澤 俊幸  |
| 救急課長     | 秋山 浩利  |
| 指揮統制課長   | 新井 弘人  |

令和二年川越地区消防組合議会第四回臨時会会議録

新消防庁舎建設準備室長 武笠 浩

△議場に出席した職員

書記長	小森谷 昌 弘
書記	中里 良 明
〃	岩 淵 巧 明
〃	瀬 沼 健

△開 会（午後一時五十一分）

○桐野 忠議長 出席議員が定足数に達しておりますので、令和二年川越地区消防組合議会第四回臨時会の議会は成立しております。  
これより開会いたします。

△日程第一 会期決定について

○桐野 忠議長 直ちに会議を開きます。  
日程に入ります。

日程第一、会期決定についてを議題といたします。  
お諮りいたします。川越地区消防組合議会第四回臨時会の会期を本日一日間とする  
ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本組合議会第四回臨時会の会期を  
本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第二 議案提出書の公表について

○桐野 忠議長 日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。  
管理者より議案提出書が送付されましたので、書記に朗読させます。

（岩淵 巧書記 朗読）

川消総発第八一七号

令和二年十二月二十四日

川越地区消防組合議会議長 桐野 忠 様

川越地区消防組合管理者 川合 善明

議案の提出について（通知）

令和二年本組合議会第四回臨時会に、次の議案を提出いたします。

記

一 川越地区消防局・川越北消防署新庁舎建設事業用地の取得について

二 令和二年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第二号）

○桐野 忠議長 以上で公表を終わります。

△日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

○桐野 忠議長 日程第三、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報  
告についてを議題といたします。

管理者より通知のありました出席者については、配布しておきましたので御了承  
願います。

川消議会発第四三号

令和二年十二月十七日

川越地区消防組合管理者 川合 善明 様

川越地区消防組合議会議長 桐野 忠

出 席 要 求 書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、十二月二十四日午後一時開会の川  
越地区消防組合議会第四回臨時会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びに  
その委任を受けた者の出席を要求します。

川消総収第四三号

令和二年十二月二十四日

川越地区消防組合議会議長 桐野 忠 様

川越地区消防組合管理者 川合 善 明

出 席 通 知 書

要求により、令和二年本組合議会第四回臨時会に、別紙の者が出席します。

管理者 川合 善 明

副管理者 飯島 和 夫

” 栗原 薫

会計管理者 大原 誠

消防局長 比留間 富 雄

次 長 岸 康 弘

” 島村 昭 仁

” 橋本 丈 夫

” 齋藤 匡 央

川越北消防署長 程 島 秀 二

川越中央消防署長 岡 田 薫

川越西消防署長 西 村 政 徳

川島消防署長 水 村 一 重

警防課長 長 澤 俊 幸

救急課長 秋 山 浩 利

指揮統制課長 新 井 弘 人

新消防庁舎建設準備室長 武 笠 浩

△日程第 四 会議録署名議員指名について

令和二年川越地区消防組合議会第四回臨時会会議録

○桐野 忠議長 日程第四、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

会議規則第二条ただし書き及び会議規則第一条により、その例によることとされ  
た川越市議会会議規則第八十八条の規定により、

明ヶ戸 亮 太 議員

柿 田 有 一 議員

を指名いたします。

△日程第 五 議案第一二号 川越地区消防局・川越北消防署新庁舎建設事業用地の  
取得について

○桐野 忠議長 日程第五、議案第十二号、川越地区消防局・川越北消防署新庁舎建  
設事業用地の取得についてを議題といたします。

議案第一二号

川越地区消防局・川越北消防署新庁舎建設事業用地の取得について

次のとおり用地を取得するため、川越地区消防組合において制定すべき条例のう  
ち川越市条例を準用する条例第二条の規定により準用される議会の議決に付すべき  
契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求め  
る。

令和二年十二月二十四日提出

川越地区消防組合管理者 川合 善 明

△提案理由の説明（消防局長）

○桐野 忠議長 提案理由の説明を願います。

（比留間富雄消防局長登壇）

○比留間富雄消防局長 ただいま上程になりました議案第十二号、川越地区消防局・  
川越北消防署新庁舎建設事業用地の取得について、提案理由の御説明を申し上げます

す。

初めに、取得の目的でございますが、現在の川越地区消防局・川越北消防署の庁舎は昭和四十九年に建設され、建物の老朽化及び狭隘化が著しい上、耐震性も不足しており、また敷地も狭隘であることから、新庁舎を現在の場所から移転し、建設するため、用地を取得しようとするものでございます。

次に、土地の表示につきましては、川越市御成町一番外四十八筆でございます。取得面積は、二万百三十八・一七平方メートル。取得予定価格は五億四千七百七十九万二千七百七十九円。契約の相手方は二十一名でございます。

最後に、事業用地の案内図及び略図につきましては、議案第十二号参考資料に記載のとおりでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○桐野 忠議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論の通告はありません。よって、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第六 議案第一三三 令和二年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第二号)

○桐野 忠議長 日程第六、議案第十三号、令和二年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第二号)についてを議題といたします。

議案第一三三

令和二年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第二号)

令和二年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第二号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第一条 債務負担行為の追加は、「第一表債務負担行為補正」による。

令和二年十二月二十四日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○桐野 忠議長 提案理由の説明を願います。

(比留間富雄消防局長登壇)

○比留間富雄消防局長 ただいま上程になりました議案第十三号、令和二年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第二号)につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

第一条、債務負担行為の補正は、債務負担行為の追加を、「第一表債務負担行為補正」によるものでございます。

続きまして、別冊の令和二年度川越地区消防組合一般会計補正予算説明書(第二号)により、その内容を御説明申し上げます。

一 ページをお開きください。

債務負担行為の補正につきましては、仙波町三丁目地内の四十立方メートル級防火水槽撤去工事の事項に係る経費を追加しようとするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

上げます。

○桐野 忠議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。明ヶ戸亮太議員。

(明ヶ戸亮太議員登壇)

○明ヶ戸亮太議員 議長より発言の許可をいただきましたので、通告してあります一般会計補正予算について何点か質疑をさせていただきます。

こちらの内容のほう、確認をさせていただきますと、防火水槽の撤去工事について千五百二十九万円が計上されており、防火水槽といえますと、地中に埋められている大きな水槽となっておりまして、火災のときなどにポンプ車などを使って、そちらの水を使つての消火活動に当たるものかと理解しております。そのような設備が撤去されると、消火力の低下というものが懸念されるかと思っております。こちらの内容について何点か確認をさせていただきます。

まず、一回目の一点目に、こちらの防火水槽が設置された経緯についてお伺いいたします。

二点目に、今回、撤去する理由について。

三点目に、工事期間がどの程度なのかお伺いしまして、四点目、撤去することによって、周辺にどのような影響が考えられるか。

五点目に、撤去する防火水槽、先ほど申し上げましたとおり消火力の低下というものが懸念されますので、何か今回、撤去するに当たり防火水槽の代替案があるのかお伺いします。

六点目に、今回、撤去することによって考えられるデメリット。

計六点をお伺いしまして、一回目といたします。

(長澤俊幸警防課長登壇)

○長澤俊幸警防課長 御答弁申し上げます。

まず、設置の経緯についてでございますが、当時の資料が残されていないことから、詳しい経緯については不明でございますが、この防火水槽は民地を借用して昭和三十三年に設置した鉄筋コンクリート製四十立方メートル級防火水槽でございます。埼玉県補助金を活用して設置したものであることから、消防行政の施策として、当該地域の消火力強化のために設置したものと考えております。

次に、撤去の理由についてでございますが、今年六月に防火水槽を設置している土地の所有者から、住宅を新築するに当たり防火水槽が支障になることから、撤去してもらいたいとの要望を受けたことによるものでございます。

次に、工事の期間についてでございますが、防火水槽の撤去後に行われる住宅の新築工事にかかるスケジュールから、令和三年六月頃までに撤去してほしいという要望が土地所有者からありますことから、これに間に合わせるよう撤去工事を完了させるため、本年度中に入札と請負業者との契約締結を済ませ、令和三年四月早々に着工し、六月末頃までの約三か月間で工事を実施する予定でございます。

次に、撤去による周辺への影響についてでございますが、この防火水槽の周辺には、総務省消防庁が定める「消防水利の基準」を満たす消火栓がバランスよく整備されており、また、東に約百三十メートル離れた場所には、別の四十立方メートル級防火水槽が一基設置されており、消防水利は充足しておりますことから、撤去による周辺への影響は非常に少ないものでございます。

次に、撤去する防火水槽の代替についてでございますが、ただいま御答弁申し上げましたとおり、この防火水槽の周辺には消火栓や他の防火水槽が設置されており、消防水利は充足しておりますことから、代替の防火水槽を新たに設置することは予定してございません。

次に、撤去によるデメリットについてでございますが、防火水槽は地震による影響を受けにくいことから、水道管が破断し消火栓が使用不能となった場合でも、消火用水を確保できる重要なものであり、必要性の高いものでございます。しかし、

この防火水槽は、設置から既に六十二年が経過しており、今後、躯体コンクリートの劣化の進行状況によっては、設置に係る安全性の確保から、大規模な修繕や補強が必要となる可能性が高く、さらに防火水槽に接するように住宅が建っていることから、その維持管理には非常に多額の予算を伴い、結果、費用対効果の低いものになると危惧するものでございます。

現在、周辺の消防水利は充足しているという状況を踏まえ総合的に考えますと、今回、住宅の建て替えというこのタイミングを捉え、安全に撤去することができるところから、デメリットは少ないものと認識しております。

以上でございます。

(明ヶ戸亮太議員登壇)

○明ヶ戸亮太議員 それぞれ御答弁をいただきました。

今回、撤去の理由につきましては、土地の所有者の方から新築を造るに当たって撤去してもらいたいという要望があつて、初めて撤去に動いたということでございます。

そして、撤去することによって消防力の低下につながるのではないですかと確認をさせていただきましたが、今回、防火水槽の周辺にも十分消防力を維持するための設備が整っているから代替案は必要ではないと御答弁もありましたし、併せて、メンテナンスをすれば維持管理費もかかるし、土地を借りているということであれば、地代もこれまでかかっていたというものなんです。であるならば、本来、地権者の方から撤去してくれと言われる前に、十分な消防力が確保されているのであれば、市民の方から要望が来る前に撤去するほうが、本来望ましい対応ではないかなと思っております。

撤去しても問題ない設備であつて、代替案をつくらないというものであれば、ほぼほぼ機能が足りていないものであつて、そして費用対効果が悪いという御答弁もありましたので、この議案は一か所だけの防火水槽の話となりますが、全庁的に見ていくと、ほかにも同じように撤去しても問題がないもの、六十何年もたっている

ものもございまして、周辺の環境整備が整ってきているとなると、今はもう使うこともないであろうという防火水槽。だけど、そこに維持管理や地代などでお金がかかってしまっているというものはたくさんあるかと思っております。これは少し議案とは外れてしまう話ですので答弁は求めませんが、そういうものを全体的に管理をして、デメリットを抱えているものについては撤去していくなどして、ランニングコストの削減というものを努めていただきたいと思いますので、これは最後に申し上げるにとどめておきます。

以上となります。

○桐野 忠議長 吉野郁恵議員。

(吉野郁恵議員登壇)

○吉野郁恵議員 議長より質疑のお許しをいただきましたので、前議員に引き続き、議案第十三号、令和二年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第二号)についてを質疑させていただきます。

今回、債務負担行為補正として、容量が四十立方メートル級の防火水槽を撤去する工事となっております。防火水槽全般を含めてお話を聞きたいと思っております。一点目といたしまして、容量別の設置数についてお伺いいたします。

以前、自宅近くの公道に接した民地に公設の防火水槽が設置されましたが、現在は撤去されています。今回の事項も、民地での設置を撤去することです。二点目といたしまして、民地に設置している公設防火水槽の数についてお伺いいたします。

お聞きしましたところ、古いもので七十年ほど設置してから経過しているものもあるとのことでした。三点目といたしまして、維持管理に要する費用についてお伺いいたします。

防火水槽は地中にあるため、紫外線にさらされることがなく、また地震などにも耐震性が強く、災害時には水道管の破断等を考えますと必要性が高いと理解しておりますが、四点目といたしまして、防火水槽の整備に関わる今後の方針についてお

伺いたしまして、私の質疑とさせていただきます。

(長澤俊幸警防課長登壇)

○長澤俊幸警防課長 御答弁申し上げます。

まず、容量別の設置数についてでございますが、総務省消防庁が定める「消防水利の基準」を満たす四十立方メートル級以上のもの、中型の二十立方メートル級以上四十立方メートル級未満のもの、小型の二十立方メートル級未満のもの三つの区分で整理いたしますと、令和二年四月一日現在、川越市におきましては、四十立方メートル級以上のものが千四百四十四基、二十立方メートル級以上四十立方メートル級未満のものが四百九十一基、二十立方メートル級未満のものが六十五基。

また、川島町におきましては、四十立方メートル級以上のものが百八十二基、二十立方メートル級以上四十立方メートル級未満のものが五十基となっており、二十立方メートル級未満のものはございません。

消防組合全体で見ますと、四十立方メートル級以上のものが千三百二十六基、二十立方メートル級以上四十立方メートル級未満のものが五百四十一基、二十立方メートル級未満のものが六十五基となっております。

次に、民地に設置している公設防火水槽の数についてでございますが、先ほどと同様に、総務省消防庁が定める「消防水利の基準」を満たす四十立方メートル級以上のもの、中型の二十立方メートル級以上四十立方メートル級未満のもの、小型の二十立方メートル級未満のもの三つの区分で整理いたしますと、令和二年四月一日現在、川越市におきましては、四十立方メートル級以上のものが十六基、二十立方メートル級以上四十立方メートル級未満のものが二百三十五基、二十立方メートル級未満のものが四十一基。

また、川島町におきましては、四十立方メートル級以上のものが九基、二十立方メートル級以上四十立方メートル級未満のものが三十五基となっており、二十立方メートル級未満のものはございません。

消防組合全体で見ますと、四十立方メートル級以上のものが二十五基、二十立方

メートル級以上四十立方メートル級未満のものが二百七十基、二十立方メートル級未満のものが四十一基となっております。

次に、維持管理に要する経費についてでございますが、大きく分けますと、防火水槽の蓋の交換等に係る施設修繕費と土地の賃貸借に係る賃借料になりますが、年間の総額を過去五年間の平均で見ますと、施設修繕費につきましては、年間約八十万円、土地の賃借料につきましては、年間約五百万円となっております。

なお、土地の賃借料の算定方法につきましては、当該土地の固定資産税及び都市計画税に関わる課税標準額並びに現年度及び前年度の評価額を計算の基礎とし、各土地の賃借にかかる一平方メートル当たりの月額単価を算出して、年間の賃借料を算定しております。

また、土地の賃借料につきましては、三年に一度行われる固定資産税の評価替えに合わせ、見直しを行っております。

次に、防火水槽の整備に係る今後の方針についてでございますが、まず防火水槽の新設につきましては、総務省消防庁が定める「消防水利の基準」を満たす四十立方メートル級以上の耐震性防火水槽を整備していくことを基本とし、その設置場所につきましては、火災時に延焼が拡大する危険性の高い市街地において、防火水槽の少ない地域として、川越市内で計十二の地域を既に選定しておりますことから、これらの地域における防火水槽設置用地の確保につきましては、川越市と調整を図りつつ、優先して整備を図る計画でございます。

また、既存の防火水槽につきましては、川越地区消防組合公共施設等総合管理計画に基づき、設置からの経過年数、防火水槽の容量、周辺の消火栓等の分布状況、また維持管理に係る費用対効果等を総合的に勘案しつつ、耐震性を有しないものの耐震化や長寿命化を図るとともに、小型の防火水槽をはじめ、その必要性が低いものについては計画的に撤去することにより、防火水槽全体を長期的な視点に立ち、適正に維持管理していく方針でございます。

以上でございます。



令和二年川越地区消防組合議会第四回臨時会会議録

○桐野 忠議長 以上で通告による質疑は終わりました。他に質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論の通告はありません。よって、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第六 議案第一三三号 令和二年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第二

号)

原案可決

取得について

原案可決

△閉 会

○桐野 忠議長 以上をもって川越地区消防組合議会第四回臨時会の議事全部を終りました。よって、これをもって会議を閉じます。  
閉会いたします。

午後二時十七分 閉会

△会議の結果

日程第一 会期決定について

本日一日間と決定した。

日程第二 議案提出書の公表について

議案提出書を公表した。

日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

出席者の一覧を配布した。

日程第四 会議録署名議員指名について

議長指名のとおり決定した。

日程第五 議案第一二二号 川越地区消防局・川越北消防署新庁舎建設事業用地の